

消 防 災 第 35 号
国 水 砂 第 140 号
令 和 3 年 3 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県砂防主管部長 殿

消 防 庁
国民保護・防災部 防災課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課長
(公 印 省 略)

土砂災害に対する防災訓練の実施について (依頼)

防災行政及び砂防行政の推進について、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年においても全国各地で土砂災害が発生し、特に令和2年7月豪雨では、土砂災害の発生が全国37府県に及び、記録に残る昭和57年以降最多であった平成11年6月末の豪雨災害と並び、歴代で最も多い都道府県で土砂災害が発生した極めて広域な災害となりました。熊本県球磨郡球磨村においては、特別養護老人ホームが被災し、14名の尊い人命が失われました。

一方で、「自助」「共助」「公助」連携による早めの避難により難を逃れた事例や、避難確保計画を策定し早期避難を習慣にしていた要配慮者利用施設において人的被害を免れた事例など、地域のつながりや平時からの訓練が効果的に働いた事例の報告を頂いています。これらを踏まえ、「避難の声かけ、安全の確認」をキーワードに、地域が声をかけあう実効性のある避難訓練の実施を促進しているところです。

令和3年度についても、6月の土砂災害防止月間を中心に、防災部局と砂防部局が一体となり関係機関と連携し、下記にご留意の上、防災訓練を実施するようお願いいたします。また、この旨、管内市町村に対して周知するとともに、その実施状況把握についても呼びかけていただくようお願いいたします。

記

1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）第3条に基づく土砂災害防止対策基本指針（令和2年8月4日国土交通省告示第785号）四1において、避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とすること、市町村は関係行政機関と連携し実践的な避難訓練を実施すること、土砂災害警戒区域の住民等が主体となって実施するように促すとともに支援することなどを求めており、令和3年度の避難訓練は、土砂災害警戒区域が存する市町村において、土砂災害警戒区域内の住民等を対象に少なくとも年1回確実に実施すること。
2. 土砂災害防止法第8条の2第5項において要配慮者利用施設には防災訓練が義務づけられていることを踏まえ、要配慮者利用施設の避難確保のため、要配慮者利用施設

と積極的に連携を図って訓練を実施するとともに、必要に応じて助言を実施すること。

3. 新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、訓練実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、新型コロナウイルス感染防止策を講じること。
4. 市町村の防災訓練の実施に要する経費について、普通交付税措置が講じられていること。

担 当：消防庁国民保護・防災部防災課
災害対策官 神田、防災調整係長 舘野
電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室
企画専門官 大山、地震対策係長 土門
電話：03-5253-8468 FAX：03-5253-1610